

遠野市

妊産婦通院等助成のお知らせ

遠野市では、妊産婦の皆さんのが安心して出産できる環境の充実を目指し、市外の産科医療機関へ通院・入院する際の交通費・宿泊費を助成しています。



遠野市妊産婦通院等助成

対象者	遠野市内に住所を有する妊産婦
対象期間	妊娠届出以降に県内の妊産婦健診・分娩を行う医療機関へ健診・診療等のため通院を開始した日から出産後の健診・診療等を終了した日まで ※産後6週間までを限度
対象経費	◆健診・診療等(妊娠・出産に係るものに限る)を受けるため医療機関と自宅との間を移動した際の交通費 ◆入院または分娩待機のために医療機関の近隣の宿泊施設に宿泊する場合に要した宿泊費・交通費 ※遠野市に住所を有する期間中の交通費に限る ※市外へ里帰り先からの通院・入院中の健診等は除く
助成額	1回の分娩で5万円を上限　※多胎の場合も1回

対象となる交通費等

自家用車	妊産婦の居住地から医療機関の所在地によって、往復1回あたりの基準額(下記の表のとおり)に通院回数を乗じた金額									
	所在地 居住地	盛岡市	矢巾町	花巻市	北上市	釜石市	大船渡市	奥州市 水沢	奥州市 江刺	その他の市
	遠野町	1,900	1,700	1,400	1,300	1,200	1,400	1,600	1,400	1,900
	宮守町	1,500	1,300	700	1,000	1,800	1,600	1,200	1,000	1,900
タクシー	自宅から医療機関の間の領収書の金額									
電車	自宅の最寄り駅から医療機関の最寄り駅までの乗車運賃									
バス	自宅の最寄り停留所から医療機関の最寄り停留所までの乗車運賃									
待機宿泊	宿泊に係る領収書の金額									

申請方法は裏面をご覧ください



申請方法

申請期限内に「提出書類」をそろえて申請してください

※申請期限内であっても、診療等が終了した後は速やかに申請をしてください。

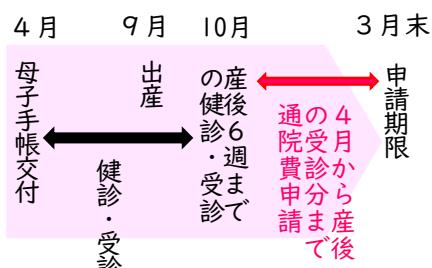
※受診が年度をまたぐ場合は年度毎の申請が必要です。年度ごとの申請期限は下記の通り

※やむを得ない事由などにより期限内の申請が難しい場合はご相談ください

申請期限	令和5年4月～令和6年3月末日までの受診に要した交通費	令和5年度の3月末日まで ※年度内に申請できなかった受診分は次年度での申請も可
	令和6年4月～令和7年3月末日までの受診に要した交通費	令和6年度の3月末日まで
申請窓口	遠野市 健康福祉部 保健医療課（遠野市助産院）	

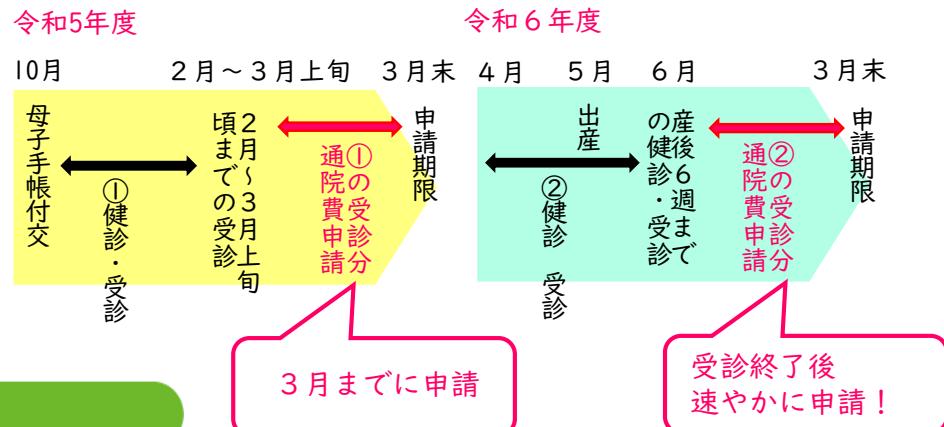
【例1】

出産後1回の申請



【例2】

妊娠中と出産後2回の申請(年度をまたぐ場合)



提出書類

◆遠野市妊産婦通院等助成金交付申請書(様式第1号)

◆遠野市妊産婦通院等助成金交付申請内訳書(様式第2号)

(A面)申請者が記入

(B面)ハイリスク妊産婦に該当する場合は①②と表示のある部分を医療機関に記入してもらいます。該当しない場合は記入の必要はありません。

※年度をまたいで申請する場合は、初年度の申請時に提出した申請内訳書を返却しますので、次年度の申請時に追加の受診日を記入し提出してください。

※ハイリスク妊産婦に該当する場合は、助成対象となる受診が終了した後、(B面)の②診療等の終了日を医療機関に記入してもらった後に申請してください。

◆母子健康手帳の写し(妊産婦健康診査受診日及び出産日が記載されている箇所)

◆妊産婦本人名義の振込先口座の写し(店名・預金種目・口座番号記載箇所)

◇タクシー料金の領収書(発着地を記載すること)

◇宿泊費の領収書

◇医療機関の受診日が記載されている医療費の領収書及び診療明細書

市ホームページでダウンロードできるほか、申請窓口でも配布

お問い合わせ

遠野市 健康福祉部 保健医療課

遠野市助産院 0198-62-1103

母子安心係 0198-68-3186